

特定周波数終了対策業務

(総務省総合通信基盤局電波部電波政策課)

1. 事務・事業の概要

総務大臣は、次に掲げる周波数割当計画の変更を行う場合において、無線局の周波数の指定の変更を申請し、又は無線局を廃止しようとする免許人に対して、新たに周波数の使用期限を定められたことにより当該免許人に通常生ずる費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助を行います。

要件

- (1) 特定公示局の円滑な開設を図るため、電波法第26条の2第3項の評価の結果に基づき周波数割当計画の変更を行うものであること。
- (2) 当該周波数割当計画の変更の公示の日から5年以内（経済的影響が特に大きいものについては10年以内）に当該特定公示局以外の無線局の区分に割当可能な周波数の一部又は全部について周波数の使用期限を定める場合

総務大臣は、特定周波数終了対策業務を、その登録を受けた者（登録周波数終了対策機関）に行わせることができることとしています。

登録周波数終了対策機関は、特定周波数終了対策業務として次の業務を実施します。

- (1) 給付金支給業務
総務省令で定める給付金に関する基準に従い、給付金の支給を行います。
- (2) 照会・相談業務
(1)に関する事項についての照会及び相談への対応を行います。
- (3) 啓発活動を行う業務
無線局の免許人に対し制度及び手続を周知します。
- (4) その他
その他、給付金支給業務を円滑に実施できるよう、関連業務を行います。

2. 指定、登録等の基準

登録周波数終了対策機関の登録の基準は、電波法第71条の3の2第4項に規定されています。

電波法（昭和二十五年五月二日法律第百三十一号）

（登録周波数終了対策機関）

第七十一条の三の二 総務大臣は、その登録を受けた者（以下「登録周波数終了対策機関」という。）に、特定周波数終了対策業務の全部又は一部を行わせることができる。

- 2 総務大臣は、前項の規定により登録周波数終了対策機関に特定周波数終了対策業務を行わせることとしたときは、当該特定周波数終了対策業務を行わないものとする。
- 3 第一項の登録は、総務省令で定めるところにより、特定周波数終了対策業務を行おうとする者の申請により行う。
- 4 総務大臣は、前項の規定により登録の申請をした者（以下この項において「申請者」と

いう。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 別表第五に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が特定周波数終了対策業務に係る給付金の交付の決定に係る事務を行うものであること。
- 二 債務超過の状態にないこと。
- 三 旧割当期限に係る周波数の電波を使用する無線局を開設している者でないこと。
- 四 申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 申請者が株式会社である場合にあつては、他の株式会社がその親法人であること。
 - ロ 申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める同一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

別表第五（第七十一条の三の二関係）

- 一 学校教育法による大学（短期大学を除く。第四号において同じ。）若しくは旧大学令による大学において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に一年以上従事した経験を有すること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。
- 三 外国の政府機関が発行する前号に掲げる資格に相当する資格を有する者であることの証明書を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。
- 四 学校教育法による大学に相当する外国の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に一年以上従事した経験を有すること。
- 五 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

3. 指定、登録等を受けた法人

平成 24 年 1 月 24 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間指定された株式会社協和エクシオ以降、現在までの間、該当する業務が発生していないため、本調査時点で指定機関は存在していません。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特にありません。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

対価を得る事業ではありません。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和6年9月1日現在）

平成28年1月31日をもって終了した事業以降、新たな事業は生じていないため、当該時点以降、指定機関は指定されていません。

7. 政策評価

法人未指定のため政策評価の対象外